

第1回 葉山町地域包括支援センター運営協議会次第

開催日： 平成28年1月21日(木)15時00分から

場 所： 葉山町役場 3階 協議会室 2

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 委員会の運営について
- 3 地域包括支援センター運営協議会の役割について
- 4 平成26年度 地域包括支援センターの運営報告について
- 5 平成27年度 葉山町包括的支援事業の収支決算について
- 6 平成27年度の実績について
- 7 その他

(配布資料)

- 資料1 葉山町地域包括支援センター運営協議会委員名簿
- 資料2 葉山町地域包括支援センター運営協議会規則
- 資料3 葉山町地域包括支援センター運営協議会傍聴要領
- 資料4 地域包括支援センター運営協議会の役割について
- 資料5 平成26年度 地域包括支援センターの運営報告
- 資料6 平成26年度 葉山町地域包括支援センター決算書
- 資料7 平成27年度 葉山町地域包括支援センター収支予算書

葉山町地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期：平成 28 年 1 月 21 日～平成 30 年 3 月 31 日

	構 成	氏 名	所 属 機 関
1	要綱第 3 条 2 項 3 号 (地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者)	青 木 英 子	葉山町民生委員児童委員協議会
2	要綱第 3 条 2 項 2 号 (介護サービス及び予防サービスの利用者等又は介護保険の被保険者))	岩 本 妙 子	介護サービス及び予防サービスの利用者等又は介護保険の被保険者(町民公募)
3	要綱第 3 条 2 項 5 号 (その他町長が必要と認めるもの)	重 松 美 智 子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所
4	要綱第 3 条 2 項 2 号 (介護サービス及び予防サービスの利用者等又は介護保険の被保険者)	田 中 ひろ子	介護サービス及び予防サービスの利用者等又は介護保険の被保険者(町民公募)
5	要綱第 3 条 2 項 1 号 (指定居宅サービス事業者の代表者又は職能団体に属するもの)	二 瓶 東 洋	逗葉医師会
6	要綱第 3 条 2 項 1 号 (指定居宅サービス事業者の代表者又は職能団体に属するもの)	沼 田 謙 一 郎	逗葉歯科医師会
7	要綱第 3 条 2 項 4 号 (知識経験を有する者)	山 本 恵 子	神奈川県立保健福祉大学

(敬称略：五十音順)

葉山町地域包括支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)第2条の規定に基づき設置された葉山町地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げることについて協議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 葉山町地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置等に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他の地域包括ケアに関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 指定居宅サービス事業者の代表者又は職能団体に属する者
- (2) 介護サービス及び予防サービスの利用者等又は介護保険の被保険者
- (3) 地域における権利擁護若しくは相談事業等を担う関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 協議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

葉山町地域包括支援センター運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の資格)

第2条 傍聴者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に在住している者
- (2) 町内に通勤している者

(傍聴者の決定等)

第3条 傍聴者の定員は、約10人とし、会長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

- 2 傍聴者になることを希望する者は、会議の開催前日までに事務局に申し込むものとする。
- 3 傍聴者になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、申し込み順とするものとする。
- 4 傍聴者には、会長が定めるところにより、会議資料の全部若しくは一部又は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

(協議会の会議を傍聴することができない者)

第4条 次の者は、協議会の会議を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- (3) 銃器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序を乱すおそれがあると認められる者

(傍聴者が守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切ること。
- (2) 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等を使用しないこと。
- (3) 静粛を旨とし、意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすること等意見聴取の妨げになるような行為をしないこと。
- (4) 新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) やむを得ない場合を除き、傍聴中、入退席しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年1月28日から施行する。

地域包括支援センター運営協議会の役割について

1 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、包括的支援事業を一体的に実施し、地位住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進の推進を包括的に支援することを目的としています。

包括的支援事業の概要

介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防事業等の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協同の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

設置箇所

葉山町堀内2220 福祉文化会館内

運営形態

開設時間： 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

職員体制： 社会福祉士等1名、主任介護支援専門員1名、看護師2名、
主任介護支援専門員1名

葉山町では葉山町社会福祉協議会に地域包括支援センターの運営を委託しています。

2 地域包括支援センター運営協議会の役割

地域包括支援センター運営協議会は、地域ケアに関する学識経験者や保健医療福祉関係者、被保険者の代表等で構成され、地域包括支援センターの設置や運営・評価に関し、意見を述べる機関です。市町村は地域支援事業を行う責任主体として、協議会を開催し、その運営にあたります。

協議内容

地域包括支援センターに関する以下の事項

設置（選定・変更等）に関する事項

運営・評価に関する事項

職員の確保に関する事項

その他の地域包括ケアに関する事項

平成26年度 葉山町地域包括支援センターの運営報告

介護予防ケアマネジメント事業

一般施策通所介護利用者介護予防プランの作成	要介護・要支援認定を受けていない虚弱高齢者が、機能訓練等の支援を行う一般施策の通所介護を利用する際に必要な介護予防プランの作成を行った。						
<作成者数> 2人							
2次予防高齢者の調査と評価	基本チェックリスト等において、支援が必要であると判定された方に対し、町主催の体操教室や口腔栄養教室に参加を呼び掛け、生活状況等の調査と参加結果の評価を行った。						
<健康教室>							
回	日時	会場	内容	参加者数			
1	9月4日(木)～11月16日(木) (全10回)	湘南グリーン 介護老人保健施設 葉山	運動機能向上教室	14人			
<訪問型介護予防事業> 訪問指導：16人							
<電話による介護予防啓発> 教室の勧誘と健康相談：70人							
1次予防高齢者体操教室 「ごりっぱ」「おたっしゃ」	要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者に体操教室を無料で実施した。						
体操教室「ごりっぱ」 各日/10:00～11:30 13:30～15:00 会場：会議室							
回	日付	午前	午後	回	日付	午前	午後
1	4月3日(木)	8人	7人	12	10月16日(木)	10人	12人
2	4月17日(木)	11人	11人	13	11月6日(木)	8人	11人
3	5月1日(木)	13人	9人	14	11月20日(木)	10人	10人
4	5月15日(木)	12人	10人	15	12月4日(木)	10人	6人
5	6月5日(木)	11人	9人	16	12月18日(木)	10人	9人
6	6月19日(木)	11人	9人	17	1月8日(木)	10人	10人
7	7月3日(木)	12人	11人	18	1月22日(木)	9人	8人
8	7月17日(木)	12人	10人	19	2月12日(木)	11人	10人
9	9月4日(木)	12人	10人	20	2月26日(木)	10人	10人
10	9月18日(木)	10人	10人	21	3月5日(木)	10人	12人
11	10月2日(木)	11人	10人	22	3月19日(木)	11人	9人
体操教室「おたっしゃ」 各日/10:00～11:00 会場：会議室							
回	日付	参加者数	回	日付	参加者数		
1	4月10日(木)	9人	7	11月13日(木)	10人		
2	5月8日(木)	9人	8	12月11日(木)	9人		
3	6月12日(木)	9人	9	1月15日(木)	9人		
4	7月24日(木)	7人	10	2月5日(木)	9人		
5	9月11日(木)	7人	11	3月12日(木)	9人		
6	10月9日(木)	8人					

健康だよりの発行		高齢者に気をつけてほしい病気や介護予防に関する情報紙(ほうかつ健康だよりを定期的に発行し、健康の普及啓発をした。	
回	発行日	内容	発行部数
1	4月15日(火)	認知症予防	150部
2	5月13日(火)	脳を若くする秘訣	150部
3	6月10日(火)	熱中症予防	200部
4	7月8日(火)	食中毒予防	200部
5	8月8日(金)	二セ熱中症に要注意	200部
6	9月8日(月)	高齢期の食生活	150部
7	10月20日(月)	肺炎球菌予防接種	150部
8	11月4日(火)	インフルエンザ予防	200部
9	12月4日(木)	ノロウイルス感染症	200部
10	1月6日(火)	ロコモ予防(運動)	150部
11	2月16日(月)	ロコモ予防(栄養)	150部
12	3月20日(金)	レビー小体型認知症	150部

総合相談・支援事業

高齢者総合相談	住み慣れた地域で安心して生活を継続するため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等ワンストップサービスの役割を果たした。
---------	---

1. 様々な相談に対して柔軟に対応

	内容	相談件数
1	電話相談事業	530件
2	地域巡回相談事業	112件
3	窓口相談事業	173件
4	出張相談事業	9件

<相談内容の内訳>(複数回答)

受付分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	件数
ケアの内容に関わる事項	24	29	46	38	35	36	32	25	19	37	50	48	419
嗜好・選択に関わる事項	2	3	1				1	2		1		5	15
財産管理・遺産・遺言等	1	1	1										3
制度・施策等に関わる要望					1								1
介護保険関係	28	28	35	35	28	30	24	26	20	35	43	40	372
介護保険申請代行	9	7	8	8	5	8	4	6	5	2	10	6	78
ケアマネ紹介	1	2	5	3	3	5	5	5	3	1	3	3	39
介護保険外	13	9	15	18	5	4	5	4	1	12	16	19	121
成年後見制度の活用			2	1	1			1	1	1			7
老人福祉施設等への措置													0
虐待			3							1	2	1	7
困難事例		1	20	5	1			8	4		5	2	46
消費者被害		1	2	1									4
その他	9	8	20	9	9	5	6	4	6	5	8	4	93
合計	87	89	158	118	88	88	77	81	59	95	137	128	1,205

2. 地域との連携

- (1) はやま住民福祉センター運営委員会の委員として運営委員会に3回参加した。
 (2) 地域福祉協働研修「介護保険制度見直しで期待される住民の役割」に参加・協力した。

3. 出張相談室

葉桜会館にて「葉桜相談室」を21回開催し、10件の相談があった。

地域踏査と連携強化 ニーズとニーズを結びつける活動

定期的に地域踏査し、地域の方々の話に耳を傾け、地域にあるニーズを把握し、そのニーズを関係機関と連携し、協働して解決する仕組みづくりを行った。

- | | |
|------------------|-----|
| 1. ゲートボール場等に地域踏査 | 4回 |
| 2. 主要病院や診療所に事業周知 | 3病院 |
| 3. 町内薬局に事業周知 | 1店 |
| 4. 町内金融機関に周知 | 5店 |
| 5. 町内公共機関に周知 | 3回 |

出張教室

高齢者に関する情報や介護保険制度等の説明、健康に関する情報・出張体操教室など、ご要望に合わせたプログラムを作成し、地域に出向いた。

<介護予防・健康・介護保険制度等に関する講話>

回	日時	団体名	参加者数
1	4月11日(金)	葉桜すみれサロン	25人
2	4月15日(火)	下山口福祉活動きづなの会	27人
3	4月18日(金)	一色第一幸せふれあいサロン	33人
4	4月30日(水)	向原あじさいサロン	17人
5	5月8日(木)	一色第三町内会サロン	33人
6	5月15日(木)	下山口福祉活動きづなの会	32人
7	5月23日(金)	葉桜すみれサロン	16人
8	5月29日(木)	パークド四季サロン	15人
9	6月11日(水)	木古庭あしたば会	29人
10	6月20日(金)	一色第一幸せふれあいサロン	30人
11	6月25日(水)	齋須宅サロン	7人
12	6月27日(金)	葉桜すみれサロン	17人
13	7月15日(火)	下山口福祉活動きづなの会	31人
14	7月15日(火)	サロンdeスマイル	9人
15	8月7日(木)	長柄下サロン	23人
16	8月8日(金)	葉桜すみれサロン	13人
17	8月15日(金)	下山口福祉活動きづなの会	26人
18	9月12日(金)	葉桜すみれサロン	15人
19	9月16日(火)	サロンdeスマイル	12人
20	9月27日(土)	一色第二町内会ゆうゆうサロン	49人
21	9月27日(土)	葉桜白寿会サロン	35人
22	10月8日(水)	パークド四季サロン	12人
23	10月8日(水)	下山口福祉活動きづなの会	28人
24	10月28日(火)	一色第一幸せふれあいサロン	20人
25	11月18日(火)	一色第一幸せふれあいサロン	21人
26	11月18日(火)	サロンdeスマイル	13人
27	12月12日(金)	葉桜すみれサロン	19人

28	12月15日(月)	下山口福祉活動きづなの会	42人
29	1月9日(金)	葉桜すみれサロン	13人
30	2月17日(火)	サロンdeスマイル	13人
31	2月18日(水)	長柄下サロン	21人
32	2月27日(金)	葉桜すみれの会サロン	18人
33	3月13日(金)	一色台自治会ミニデイサービス	18人
34	3月21日(土)	一色第二町内会ゆうゆうサロン	24人

権利擁護事業

権利侵害の予防と周知	権利侵害を受けているまたは受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を営むことができるよう、関係機関との連携の強化を行ない、権利侵害の予防や対応を専門的に実施した。
1.周知活動 (1) 独立行政法人国民生活センターからの情報をリーフレットにて周知 実施回数：30回 (2) 振り込め詐欺の注意喚起として、町内の居宅介護支援事業所へ葉山警察署作成のチラシを送付 実施回数：1回 2.虐待予防 介護者の支援として葉山町、葉山町社会福祉協議会と連携して実施した。 <日時>10月29日(水)18:00~20:00 <会場>町福祉文化会館 大会議室 <テーマ>虐待防止に向けた関係づくり <講師>副田 あけみ 氏 (関東学院大学教授)	

包括的・継続的マネジメント支援事業

事例検討会議	ケアマネジャーや関係機関等と処遇困難ケースや成功事例等を共有し、スキルアップを図ることを目的に事例検討会議を開催する予定であったが、今年度は地域ケア会議と事例を考える研修会として開催した。
(再掲)	
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会的基盤の整備を推進し、「地域包括ケアシステム」を実現させるため行政と連携して会議を行った。
<日時>6月23日(月)14:00~16:00 <会場>町教育総合センター 2階会議室 <参加者>22人 (行政、ケアマネジャー、地域住民、歯科医師他)	
地域包括支援センター交流会	葉山町内の介護保険事業者や関係機関等の顔の見える関係づくりの一環として交流会を開催し、ネットワークの構築を図った。

<p><日時>5月14日(水)13:30~15:30 介護保険事業所の集会和「オレオレ詐欺」の予防啓発 <会場>会議室 <参加者>27人 (行政、ケアマネジャー、葉山警察)</p>											
<p>ケアマネジャーの個別相談</p>	<p>地域のケアマネジャーが抱える処遇困難な個別ケース等について情報を共有し、課題の解決をするための支援を行った。</p>										
<p><個別相談件数>延87件</p>											
<p>居宅介護支援事業所巡回相談</p>	<p>ケアプランの作成状況の確認や情報提供、会議等の企画など地域のケアマネジャーに寄り添った支援ができるよう葉山町内の居宅介護支援事業所を巡回訪問した。</p>										
<p><時期>12月 <事業所数>6事業所</p>											
<p>地域包括支援センター通信</p>	<p>ケアマネジャーや介護保険事業者を対象に、介護保険制度の最新情報や詐欺等の生活情報など情報発信した。</p>										
<p>再掲(1)独立行政法人国民生活センターからの情報をリーフレットにて周知 実施回数:30回 再掲(2)振り込め詐欺の注意喚起として、町内の居宅介護支援事業所へ葉山警察署作成のチラシを送付 実施回数:1回</p>											
<p>Z-ケアネット幹事会および定例会の参加</p>	<p>逗葉地区の介護保険事業所連絡会(Z-ケアネット)の幹事会に、オブザーバーとして参加し、定例会の企画に協力し行政とのパイプ役としての情報提供等を行った。</p>										
<p><幹事会>10回参加(毎月1回) <定例会>2回参加</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>日時</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">6月17日(火) 13:30~15:30</td> <td>平成26年度総会 講義「地域包括ケアシステムの構築に向けた共通理解を目指す」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">10月17日(金) 14:00~16:00</td> <td>定例会 講義「リフレクション学び自分自身を振り返る」</td> </tr> </tbody> </table>	回	日時	内容	1	6月17日(火) 13:30~15:30	平成26年度総会 講義「地域包括ケアシステムの構築に向けた共通理解を目指す」	2	10月17日(金) 14:00~16:00	定例会 講義「リフレクション学び自分自身を振り返る」	
回	日時	内容									
1	6月17日(火) 13:30~15:30	平成26年度総会 講義「地域包括ケアシステムの構築に向けた共通理解を目指す」									
2	10月17日(金) 14:00~16:00	定例会 講義「リフレクション学び自分自身を振り返る」									

介護予防支援事業

介護予防支援	介護保険制度において要支援1・2の認定を受けた在宅高齢者に対して介護予防プランを作成し、在宅生活の相談やサービス提供事業者等と連絡調整を行った。				
< 委託事業者数 > 17事業所					
月	直営	委託	月	直営	委託
4	167件	61件	10	198件	66件
5	175件	60件	11	197件	67件
6	178件	68件	12	192件	64件
7	180件	67件	1	192件	65件
8	189件	67件	2	189件	70件
9	192件	67件	3	192件	68件
			合計	2,241件	790件

要介護認定調査事業

要介護認定調査	介護保険制度の更新認定を受ける方に対して、葉山町と連携して要介護認定調査を実施し、ケースを把握したうえでケアマネジャーと情報を共有し、困難事例の後方支援を行います。
< 困難ケースの要介護認定調査件数 > 24件	



体操教室「ごりっぱ」

第1回 葉山町地域包括支援センター運営協議会会議録（概要版）

日時：平成27年1月21日(木)

14：10～15：30

場所：葉山町役場 3階 協議会室 2

委員会の概要

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 委員会の運営について
- 3 地域包括支援センター運営協議会の役割について
- 4 平成26年度 地域包括支援センターの運営報告について
- 5 平成26年度 葉山町包括的支援事業の収支決算について
- 6 平成27年度の取組みについて
- 7 その他

配布資料

- ・資料1 葉山町地域包括支援センター運営協議会委員名簿
- ・資料2 葉山町地域包括支援センター運営協議会規則
- ・資料3 葉山町地域包括支援センター運営協議会傍聴要領
- ・資料4 地域包括支援センター運営協議会の役割について
- ・資料5 平成26年度 地域包括支援センターの運営報告
- ・資料6 平成26年度 葉山町地域包括支援センター決算書
- ・資料7 平成27年度 葉山町地域包括支援センター収支予算書

出席者等（敬称略）

会長..... 山本恵子

副会長..... 二瓶東洋

委員..... 青木英子、岩本妙子、重松美智子、田中ひろ子、沼田謙一郎

事務局..... 仲野福祉部長、守屋福祉課長、坂口課長補佐、大渡係長

地域包括支援センター 芳賀管理者

審議状況（議事要約）

（課長）それでは引き続きでよろしいでしょうか。第1回 葉山町地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

まず、次第1 会長、副会長の選任でございますけれど、当委員会も介護保険事業計画運営委員会と密接な関係がございますので、引き続き山本会長、二瓶副会長でお願いしたいのですがいかがでしょうか。

（意義なし）

それではこちらにつきましても山本会長、議事をお願いいたします。

（会長）では、事務局の方から次第に基づきまして議事の進行をお願いいたします。

（事務局）資料2、資料3をご覧いただきたいのですが、資料2は先ほどまでの2つの委員会と全く同じでございます。

当町の方で規則を設けております。

まず、第2条で葉山町地域包括支援センターの設置に関する事、センターの運営に関する事、センターの職員の確保に関する事、その他の地域ケアに関する事について皆さまからご意見をいただくことになっております。

委員会は9名の委員で組織しており、今日お越しいただいている皆さまで成り立っております。

第4条で会長、副会長は互選でなると規定されており、第5条で会議は過半数の出席で成立するというものでございます。

資料3の傍聴要綱、議事録につきましては前2委員会と全く同じでございますので説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、委員会の運営についてご説明させていただきました。

（会長）では、引き続きまして、運営協議会の役割についてご説明願います。

（事務局）資料4をご覧ください。地域包括支援センターとはというところがございます、これも平成18年4月1日の介護保険法改正に伴い創設された機関でございます。

事業の概要としましては、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的支援業務を主な業務としておりまして、葉山町におきましては委託をさせていただいております。委託先としましては葉山町社会福祉協議会とさせていただいており、場所は福祉文化会館の1階でございます。

職員体制のところですが、今までは社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、看護師1名、介護支援専門員1名の4名でやっておりましたが、前回までの委員会の中で1名増員するとご説明させていただいたところですが、1月1日より看護師が1名増員となっております。

今後、認知症に関しまして、地域包括支援センターは例えば認知症地域支援推進員の任命をしたり等色々な役割が期待されているところがございます。

したがって、まずこの3年間で1名の増員となっております。なお、前回の委員会でも色々な議論があったところがございますけれど、現在葉山町は1箇所しか地域包括支援センターがございませんけれど、これをもう1箇所増やすべきなのか、この3年間で色々な議論していきたいと考えております。

介護保険事業計画において町民アンケートをすると申し上げましたが、そういったところも踏ま

えてアンケートさせていただき、今後議論していきたいと考えております。

2 地域包括支援センター運営協議会の役割につきましては先ほどの規則の内容と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

いじょうでございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ただ今のご説明につきましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

(委員) 包括支援センターは委託とおっしゃいましたけど、指定管理者制度ですか。

(事務局) 指定管理者とは違い委託です。

(委員) 委託の期限はありますか。

(事務局) 基本的には介護予防ケアマネジメントの指定もしていますので、その指定の有効期間は6年間です。

2年か、3年前に指定の有効期間が切れるときに当委員会でご意見をいただきましたが、今後もそのようにやっていきたいと考えております。

(会長) 他のご質問ございますでしょうか。引き続き、事務局より説明願います。

(事務局) 資料5をご覧ください。平成26年度 葉山町地域包括支援センターの運営報告でございます。

介護予防ケアマネジメント事業ということで、一般施策通所介護利用者介護予防プランの作成というのは、福祉文化会館の中に指定管理ということで要支援・要介護になっていないんですが限りなく要支援・要介護に近い方に対し通所介護と同じサービスを実施させていただいております。その予防のプランを地域包括支援センターに作成していただいているものでございます。

そして、2次予防高齢者の調査と評価、1次予防高齢者体操教室「ごりっば」「おたっしゃ」という各種運動教室をこの表のとおり実施させていただいているものでございます。

2ページ目の健康だよりの発行のところで、認知症の予防ですとか感染症予防についてパンフレットを作成し配布しております。

また、総合相談支援事業ということで、電話の相談を受けたり、あるいは地域巡回相談事業ということで町内会館に出向きまして各種の相談をお受けさせていただくということも実施しております。窓口相談、出張相談もございます。内訳につきましては表のとおりでございます。

3ページ目をご覧くださいなのですが、地域との連携ということで、はやま住民福祉センター運営委員会の委員として参加したり、地域福祉協働研修に参加したという実績がございます。

地域踏査と連携強化ということでゲートボール場に地域踏査を行ったりですとか、主要な病院に対して地域包括支援センターの内容の説明をさせていただいたりしております。

出張教室ということで、先ほど社会福祉協議会の加藤委員もおっしゃっていましたが、様々な生きがいミニデイサービスですとか小地域福祉活動のサロン活動に包括支援センター職員が出向きまして介護保険制度のご説明をしたりですとか、認知症に関する説明をしたりですとか、運動等を実施しております。

4ページ目をご覧くださいまして、権利擁護事業でございます。振り込め詐欺の注意喚起をしたりですとか、虐待予防として研修会を実施しております。

また、包括的・継続的マネジメント事業として2回ほど、葉山町と協働ではございますが町民向けの研修会を実施しております。

地域ケア会議ということで行政と協働で様々な個別課題について町の施策にいかしていこうと

開催させていただいております。

地域包括支援センター交流会ということで、ケアマネ事業所にお集まりいただき研修会を開催しております。

5ページ目として、ケアマネジャーの個別相談ということで、ケアマネジャーだけでは解決できない解決することが困難な事案について地域包括支援センターが相談にのって解決していくもので、これは行政と協働で実施しております。

そのほか、居宅介護支援事業所巡回相談をしたり、地域包括支援センター通信を発行したり、Z-ケアネットと申しまして、逗子市と葉山町の介護保険事業所連絡会の幹事として参加し行政とのパイプ役を担っているところです。

最後6ページ目でございます。

介護予防支援という事で要支援1,2の方のケアプランは地域包括支援センターが作成することになっていきますので、昨年度でいえば2,241件直接作成しており、また町内居宅介護支援事業所に790件委託をしております。

最後に、葉山町に要介護認定申請があった際、困難ケースについて一部地域包括支援センターが認定調査を行っております。

写真はご立派教室の場面を写したものです。

以上、簡単ではございますが、平成26年度 葉山町地域包括支援センターの運営報告でございます。

(会長)ただ今のご説明に対し、ご意見・ご質問がございますでしょうか。

(委員)私、不勉強であれなんですけど、包括支援センターは社協に委託しているわけですよね、包括支援センターというのは人口において何箇所とか取り決めとかないんですかね。

(事務局)国からは、目安として中学校区に1箇所設置するという通知があります。この件については前回までの委員会で様々な議論をさせていただいたのですが、葉山町の地理的な状況でほぼ30分以内で隅々まで車で行くことが出来ることと、近隣市の状況を聞いてみると、包括が2つ3つあった方がいいという意見と、2つ、3つあると方針が違ってきてそこでうまく調整が取れないというデメリットも聞いております。

したがいまして、今回はまず1名の増員をさせていただいて認知症ケアを推進していきます。そして、今、岩本委員がおっしゃったようにもう1箇所増設させる必要があるのかどうかこの第6期の計画期間中に議論させていただいて、必要であれば中学校区は2つございますので、例えば堀内ちくではなくて木古庭地区とか、交通の便を考慮して長柄の葉桜地区とかに増設するのもいいと思いますし、その辺のことについて検討して皆さまのご意見をいただきたいと考えております。

(委員)それから、発言するべきかどうか戸惑いがあるんですけど、介護予防のためには色々体操教室とかを使ってやらせていただいているんですけど、横浜市の事を言って悪いんですけど、横浜市は中学校区に1個ずつありますので、結構地域の中で体操教室とか色んなトレーニングを立ち上げて会場を無料と言っては変ですけど、その代わり社協も私もお借りしていますけど、ボランティア活動でメンバーの中の誰かがボランティア活動をして無償でお部屋をお借りしているんですけど、やはり、利用料が他都市に比べて高いなと感じますので、もう少し会館の利用料を低額に見積もっていただければ、もっと転倒予防につながるような感じが私はするんですけど、その辺をご検討いただければありがたいなと、これは、皆さんそういう風に言っていますので代弁させていただきましたけれど。

(事務局)今年度初めて長柄会館で介護予防教室を開催させていただきましたけれど、後はサロンに出向いて行って色々なお話しをさせていただいており、前向きに取り組んでまいりたいのですが、やはり会場料はどうしてもネックになってくるところでございまして、何とかいい方向でやっていければいいと思っております。

(副会長)包括支援センター、予防給付にすごく力を入れているんでしょうが、当初の見込みどおりいっているんでしょうか。

(芳賀)プランの方は、利用者さんが増えたことによって決算書とか見てもらえれば分かると思いますが、年々月ごとに利用者さんのケアプランが増えているということで、ケアプラン代が多く入ってくことで役場の方にお金を返すという経緯もございまして。

長い方ですと、18年に始まった時から要支援のままという方も中にはいらっしゃるんですが、10年近くそのままという方もいらっしゃるんですが、病気とか加齢に伴って悪化されてくる方も少なくないのではないかと思っております。

(委員)始めるとゴールというものはあるのですか。

(芳賀)骨折とか一時的なお怪我の場合、介護保険を3か月ぐらいでということでお話させていただくこともあるのですが、やはり1年経過すると自分の筋力が弱くなってくと自覚されている方もいらっしゃいますので、1年経過したから卒業というのは難しいと思います。

(委員)男女差、写真だと女の人ばかりですが、男性はあまりいないんですか。

(芳賀)男性は認定を受けなければ、女性の方が寿命が長いということもあると思うんですが、認定者数を見ても女性の方が多いですね。

あと、こういう場に出てくるというのもどうしても女性の方の方が多いです。女性の方がお誘いすると軽い気持ちで参加してみようかなと、最初きっかけとして出てきてくれるのですが、男性の方はやはり大勢の場所に行きたくないですとか、大勢見受けられるかなと思います。

(委員)年齢はどうか。若い人は何歳ぐらいから、上は何歳ぐらいまでですか。

(芳賀)脳血管疾患の方ですと40代ぐらいからプランを作らせていただいている方がいらっしゃいます。高齢の方ですと100歳ぐらいで要支援の方がいらっしゃいます。

(委員)また、地域ケア会議は行う予定ですか。

(事務局)はい。

(会長)他にご質問ございますか。では引き続き事務局よりご説明願います。

(事務局)次第5、6は関連がございますので一括してご説明させていただきます。

資料6、7をご覧ください。資料6ですが、今地域包括支援センターの芳賀さんがご説明させていただいたとおり、介護保険収入について当初見込みより多くなっています。これは、要支援の方へのケアプラン作成件数が多くなっていることの裏返しでございます。

支出のところは、平成26年度と大きく変わっておりません。

資料7の収支予算のところでございますけれど、支出の職員人件費のところ、580万円ほど

の増となっているのは職員1名増によるものでございます。

その他、研修費のところでもコミュニティソーシャルワーカー研修と記載されておりますが、地域福祉について介護保険もやっていかなければならないというところもございますので、社会福祉協議会が実施している住民向けのコミュニティソーシャルワーカー研修にも積極的に参加していくという研修費がここに載せさせていただいております。その他は昨年度と同様でございます。

以上、平成26年度 葉山町包括的支援事業の収支決算に及び平成27年度の取組みについてでございます。

(会長)ただ今のご説明につきまして、何かご意見等ございますか。
ございませんようでしたら、事務局よりその他の説明をお願いいたします。

(事務局)その他としましては、次回の委員会は来年度に1回、介護保険事業計画等運営委員会と同日開催といたします。

日時については、後日会長と調整の上、ご通知させていただきます。

(会長)ただ今のご説明につきまして、何かご意見等ございますか。
ございませんようでしたら、第1回 葉山町地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。
どうもありがとうございました。